

とちぎ食の安全・安心推進会議
(第6回) 議事録

1. 日 時 平成21年7月28日(火) 13:30～15:30

2. 場 所 栃木県庁本館6階大会議室2

(大島課長補佐)

それでは、ただいまから第6回とちぎ食の安全・安心推進会議を開催いたします。

申しおりましたが私は、本日司会を務めさせていただきます栃木県保健福祉部生活衛生課、課長補佐の大島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、本日の予定を紹介させていただきます。会議次第をご覧ください。まず開会あいさつの後、今回委員の構成メンバーに異動がございましたので、各委員をご紹介申し上げ、続いて会長及び副会長を選任していただきます。その後議事に入り、報告事項も含めましておおむね午後3時30分の終了を予定しております。ご協力をお願いいたします。

なお、本日委員としてお願いしております方は19名でございますが、全員出席でございますので、推進会議規則第5条第2項の規定に基づきまして本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。それでは開会に当たりまして麻生副知事よりごあいさつを申し上げます。

(麻生副知事)

皆様こんにちは。副知事の麻生でございます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

まずは皆様方には、お忙しいところを本会議の委員を快くお引き受けいただきましてまことにありがとうございます。また食品衛生行政を始め、県政の推進につきまして日ごろから特段のご理解とご協力を賜っていることに対しまして厚く御礼を申し上げます。

本会議は平成18年に制定いたしました「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づく附属機関でございます。委員の皆さんには食の安全と安心の確保に関する多くのご提言を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、昨今の社会情勢の変化に伴いまして、食をめぐる環境も大きく様変わりしております。県民の皆様の食による健康づくりや、食品の安全性確保に対する関心がますます高まってきております。こうした状況の中、昨年事故米の不正規流通問題や食品の産地偽装の問題など、食品の安全や信頼を揺るがす事件・事故が相次いで発生しております。県民が安全で安心できる食生活を確保するための取り組みがより一層求められているところでございます。

このため、県といたしましては、昨年3月に策定いたしました「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」に基づきまして、消費者の視点に立ち、県民の健康保護に努めることなどを基本方針として、食の安全、そして消費者の安心感を醸成するための各種施策に取り組んでいるところでございます。今後とも皆様方から貴重なご意見・ご提言をいただきながら、庁内の関係部局はもとより消費者でございます県民の皆様を始め、食品関連事業者や各種関係団体と十分に連携を図り、食品の生産から消費に至る各施策を計画的かつ総合的に展開してまいりたいと考えているところでございます。

本日の会議では内閣府食品安全委員会から手塚リスクコミュニケーション専門官のご出席をいただき、食品の安全性について説明していただく機会をいただいております。委

員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、県民の皆様が安心して日々の食生活を送ることができますよう、それぞれのお立場から活発なご討議を賜りますようお願いを申し上げます。冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願いを申し上げます。

(大島課長補佐)

続きまして、各委員のご紹介に移らせていただきます。委員名簿をご覧ください。本日の会議は委員改選後初めての会議でございます。本来であれば皆様お一人お一人に委嘱状をお渡しするところでございますが、時間の都合もございますので、お手元に委嘱状を配布させていただきましたのでご了承願います。

それでは今回、委員にご就任いただいた皆様について、大変恐縮ではございますが、私の方からご紹介を申し上げます。

石井晴夫委員です。

今克枝委員です。

岩田かおり委員です。

大山寛委員です。

小川擁子委員です。

恩田淑子委員です。

黒内和男委員です。

小久保彌太郎委員です。

鈴木展子委員です。

高橋勝泰委員です。

竹内明子委員です。

津久井富雄委員です。

長尾慶和委員です。

中村次郎委員です。

中村好一委員です。

橋本由紀子委員です。

藤沢秀雄委員です。

増渕正二委員です。

山岡美和子委員です。

続いて事務局の紹介をさせていただきます。

北澤潤 保健福祉部長です。

中里勝夫 保健福祉部次長です。

吉沢崇 農政部次長です。

湯沢修 県民生活部くらし安全・安心課長です。

小野塚和康 保健福祉部生活衛生課長です。

福井逸人 農政部経済流通課長です。

また、本日は議題についてご説明をいただくために、内閣府食品安全委員会事務局からおいでいただいております手塚秀リスクコミュニケーション専門官です。

それでは続きまして、会長・副会長の選出を行います。

会長・副会長はとちぎ食の安全・安心推進会議規則第4条の規定により、それぞれ1名を委員の互選により選出することとなっております。選出について、いかがいたしましょうか。どなたか御推薦をお願いいたします。

(中村次郎委員)

よろしいですか。

(大島課長補佐)

中村委員、どうぞ。

(中村次郎委員)

私、御推薦申し上げたい方がいらっしやいまして。会長に石井先生、副会長に自治医大の中村先生にお願いしたらよろしいのではないかと思うんですけれども、いかがでございましょう。

(大島課長補佐)

ただいま会長に石井晴夫委員、副会長に中村好一委員とのご意見ですが、皆様、いかがでしょうか。

(小久保委員)

私はそれでいいと思いますけど。

(大島課長補佐)

いかがでしょうか、石井先生。

中村先生、いかがでしょうか。

(石井委員)

皆様の御推薦とあれば、お引き受けさせていただきます。

(大島課長補佐)

ご異議がないようですので、会長を石井先生、副会長を中村好一先生にお願いすることといたします。よろしくお願いいたします。

引き続き議事に入るところでございしますが、ここで麻生副知事は公務のため退席させていただきますのでご了承願います。

(麻生副知事 退席)

(大島課長補佐)

それでは恐れ入りますが石井会長、中村副会長、お席の移動をお願いいたします。

(会長・副会長 席移動)

(大島課長補佐)

それでは石井会長、一言ごあいさつをお願いいたします。

(石井会長)

ただいま会長に選任されました、東洋大学の石井でございます。前回に引き続きまして会長という大変重責を担うことになりまして、皆様方の格別な御支援・御協力をいただきながら、この重要な役割を担っていきたくと思います。特に副会長の中村先生初め、委員の皆様には本当に特別なご支援・ご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

先ほど麻生副知事からもありましたように、大変今、食品に対する事件や事故等々が発生しておりまして、消費者の食に対する不安、あるいは不信感というものが高まっている昨今でございますが、そういう中で消費者の不安や不信感というものをできるだけ解消するということが、安全で安心できる食生活を確保するためにこうした取り組みが何よりも重要であると存じ上げております。

このため、行政側におきましては、食品関連事業者や関連団体等々、十分連携を図りながらぜひとも県民の皆様が安心して暮らせるように食生活のサポート、そしてまたご指導の方を何とぞよろしくお願い申し上げたいと思います。特にさまざまな施策を今行政側の方でも展開させていただいておりますので、今後も引き続き何卒よろしくお願いいたします。

今日は特に議事のところで、クローン技術を利用した食品の安全についてということと、内閣府の食品安全委員会の手塚様をお迎えして御説明をいただくということで、大変

貴重な機会をいただきました。委員の皆様からも活発な御意見や御提言をいただきたいというふうに存じております。また県の方からもさまざまな御担当の方から御説明が用意されておられます。委員の皆様にはそれぞれの分野でのご専門でございますので、忌憚のないご意見を何とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけど、冒頭に当たりましてごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

(大島課長補佐)

それではこの後の進行につきましては石井会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(石井会長)

それでは、きょうの第6回とちぎ食の安全・安心推進会議の次第に沿いまして、審議の方を始めさせていただきたいと思っております。まず最初に先ほども申し上げましたように、クローン技術を利用した食品の安全性についてということから始めたいと思っております。審議に入る前に、体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の食品健康影響評価と題して、内閣府の手塚様、リスクコミュニケーション専門官からご説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(手塚リスクコミュニケーション専門官)

改めまして、内閣府の食品安全委員会事務局勧告広報課というところでリスクコミュニケーションを担当しております手塚と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは時間も限られておりますので、早速でございますが、今回体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の食品健康影響評価につきまして、ご説明をしたいと思います。

こちらの評価でございますが、平成20年の4月1日に厚生労働大臣により内閣府食品安全委員長あてに評価の依頼があつてスタートをしたものでございます。こちらにございますのがその公文ですね。舩添大臣から私どもの当時の三上委員長あてでございます。諮問の内容につきましてご説明する前に、私どものやっているリスク評価について、申しわけありません、ちょっとおさらいをさせていただきたいと思っております。ちょっとお配りしている資料が、すみません、ちょっと色の関係でつぶれてしまっているので、申しわけありません、スライドをご確認ください。

私ども今回やっております、リスク評価でございますが、最初にリスク評価の要請というのをリスク管理機関の方が行います。これは今日本の中で食品、何かリスクがあるんじゃないかというのを常にリスク管理機関は調査をしております、その中でこの食品についてリスクを調べてもらいたいと思ったものについて、食品安全委員会に評価の要請をするというものでございます。食品安全委員会はその評価の要請に基づきまして、ここです、客観的中立・公正な立場で科学的知見に基づいた評価を行うということになっております。

今回の体細胞クローン技術に関して言いますと、私どもは、この客観的中立・公正というのは、特別その技術を推進しようとか、それを使った食品を推進していこうという立場ではなく、本当に科学的に安全かどうかという、それだけの評価するというのが食品安全委員会でございます。ですのでその後リスク管理機関がさまざまな国民感情ですとか、コストの問題ですとか、技術的にどのぐらい安全なものというか、実用可能なものなのかとか、そういったものを考慮して管理・措置を決めていくという。

こういうのが今の食品を守る仕組みになっておりまして、下にございますがリスクコミュニケーション、私担当させていただいているんですが、消費者の方とか、生産者や事

業者の方々と意見を共有することによってリスク分析という取り組みを行っているという形でございます。

今回の体細胞クローンでございますけれども、どうしてもきょうは体細胞クローンの技術の話をしざるを得ないので、少し専門的な内容が含まれてしまいますが、できるだけかみ砕いてお話ししたいと思います。体細胞クローンというのは牛や豚を構成している細胞、主に使われるのは皮膚ですとか筋肉ですとか、そういったものなんです、それを使ってもう一つ同じ個体をつくり出すという技術です。これは遺伝的に同一の個体で、後ほど遺伝的に同一ってというのはどういうことかというのをご説明しますが、そういう個体をつくって、その個体、要するにこれは牛や豚なんです、この牛や豚からつくった食品が安全かどうか、もしくはこの牛や豚からさらに子供を生ませて、その子供からつくった食品が安全かどうかという、食品の安全性を評価したのが今回の評価でございます。ですから体細胞クローン技術そのものが環境に与える要因が何かあるとか、そういうことを評価したわけではありません。

どうしてもこれ、避けて通れないので、昔の生物学の授業だと思ってちょっと聞いていただきたいと思えます。動物の細胞とDNAということで、こういう牛がおりまして、牛の体というのは細胞が詰まってできています。細胞、これは動物の細胞なんであんまりきれいじゃないんですが、これが1個が細胞ですね。大体5・60キログラムの個体ですと60兆個の細胞で構成されているというふうに言われています。この1個1個の細胞の中に核がありまして、この核の中には染色体、要するにDNAでございます。DNAというのはこちらにありますデオキシリボ核酸というものでございまして、要するに4つの塩基がこうやって並んで、これが二重になって螺旋の構造をとっているというものでございます。これが並べますと1.5メートルぐらいになるらしいんですけども、それをぐるぐるぐるっとまとめてこの小さい細胞、小さい核の中に押し込んであるというのがDNAの正体でございます。じつはこのDNAというのは、体、どの細胞を取っても全く同じものを持っているということですね。ですから我々の体もそうですし、牛もそうなんですけれども、同じDNAを1個1個の細胞が持っていて、それが60兆個集まって体ができているということでございます。

もう一つ、これも生物学の最初のところで多分習うやつなんです、牛はどうやって牛の体になるのかっていうことですね。動物は最初卵子と精子が受精という形で、受精卵という一つの細胞ができます。この受精卵が分裂をしていって、それで最終的に牛の形っていうか成体になるわけですけども、それは1個1個の、要するに分裂をしていくので、もとは1個の細胞なんですけれども、それがあつものは骨になって、あるものは筋肉になって、あるものは皮膚になってという、分化というのを途中で繰り返していきます。動物の体は大体200から300種類のいろんな種類の細胞があります。それは肝細胞とか筋肉とか皮膚とか、そういったものを数え合わせると全部で200から300あって、それらに分化をして、体がやっとなつていくということです。

これが大事なのは、こういうタイミングで分化がうまくいかないと、体がきれいにできないんですよ。ですからこの体を維持するために必要な細胞であったり、器官であったりっていうのがタイミングよくつづられていかないと、要するに分化をさせていかないと体というのは維持ができない。生命が維持ができないということになっています。

何でそういう分化が起こるのかっていうことなんです、大昔はこの前成説というやつで、精子の中に小さい人間が入っていて、これがそのまま大きくなったんだっていうふうに言われていたんですが、もちろんそんなことはなくて。今はここは解明されておりましたが、受精卵がだんだん分化を繰り返すということなんですけれども、何で分化が起こるの

かっていうことですよね。何で肝臓なら肝臓、心臓なら心臓、皮膚なら皮膚になるかって言うと、もし分化が進んできて肝臓になったものが分裂をすると、そこから心臓ができてしまったりとかすると、肝臓の機能っていうのが維持できないということから、生命を維持することが難しくなってしまうので、基本的に細胞というのは分化をするとずっとその分化が進んだように、それ以外の細胞には分化をしていかないように逆に制御をされます。

どうやってその200種類の細胞に分かれていくのかと言うと、同じ遺伝子を持っているんですが、実は遺伝子というのは全部を全部読んで、それが機能しているわけではないということがわかっています。ですからその一部の、遺伝子の一部を使って肝臓になったり、違うものはその部分は使わないでまた違うところを使って心臓になったりということを繰り返していった200種類の細胞をつくるというのが動物の発生の仕方でございます。

ではクローンのお話に戻しますけれども、ではクローンというのは今申し上げたとおりにこの遺伝子が同一の個体でございます。ですから、遺伝子が同じでも育て方によっていろいろでき上がる成体っていうのは違うんですが、遺伝的にはすべて同じというのがクローンでございます。遺伝的に同じということは、逆に言うとほかに何か遺伝子を加えたりしていないということなので、遺伝子組みかえのようなものとは全く違うということですね。遺伝子組みかえをするとほかの形質、例えば除草剤に強いとか、害虫に強いとか、そういった性質を加えることになるんですが、クローンの場合は組みかえを行わないので、そのような性質は加わるといえるということはないということです。

それからクローンと言うと、どうしてもSFチックなクローン人間というのを思い浮かべてしまうんですが、実は植物においては、挿し木のようなものもクローンをつくっているのと同じ内容ですよね。なので古くから植物ではやってきたという内容でございますが、動物におきましてはなかなか技術的に高度なものでございましたので、今核移植という技術が大分進んだことによってようやく実現したという、そういったものでございます。

もう一つ、後代というのが表題に出てまいりましたが、後代というのは子孫のことでございます。今回我々がつくったのがこのクローン技術で生ませた牛や豚というのがここに当たるわけですね。体細胞を提供した牛と全くDNAが同じクローン牛。このクローン牛が育って親になって、一般の繁殖によって生まれた牛と受精をして生まれた子が、これが後代に当たるいわゆるF1と呼ばれているものです。ですのでクローンをつくり出すところでは受精は行わないんですけれども、後代をつくり出すときには受精を行って後代を生み出しているということです。ですからクローンと後代というのは実は作り方が全然違うので、ただクローンの持つ遺伝子を半分受け継いでいるんですよ。なので影響があるかないかを確かめるために今回は後代もあわせて評価を行ったというものでございます。F1はさらに受精を繰り返すとF2、F3とどんどんつながって、後代が代々ふえていくという形になります。

あとクローン技術につきましては、今のほかの畜産技術との変遷と言うか、現状と言うか、これをお話しておきますと、一番左、人工授精というのがあります。今従来行われている畜産における繁殖はこの人工授精が99%でございます。もうほとんどが人工授精によって行われています。それで、あと受精卵移植、体内と体外とございますけれども、これらは未受精の受精卵を使ってそれらを受精をさせて、またおなかの中に戻すという形式でございます。

受精卵クローンというのを、これは何年前に話題になりまして、いわゆるCビーフで、今流通ほとんどしていませんけれども、流通できるようになってはいますが、この受精卵クローンというのは受精卵、受精卵は1つなんですけれども、それが分裂すると2つに

なって、さらに分裂すると4つになってというふうにだんだん分裂を繰り返して行って。繰り返していく途中で半分に割ったそれを割球と呼びます。この割球を卵子の中に核移植をしてやって、生ませたのが受精卵クローンでございます。ですから受精卵クローンというのは一度ここで受精をして、受精をした受精卵をさらに核移植しているというやつなんですね。ですから受精卵クローンまでは受精という工程を経ています。

ところが体細胞クローンというのは受精というのには行ってないですね。体細胞を使っていきなり胚をつくっていると。そこが今回の体細胞クローンとは決定的に違う技術でございます。頭数的には受精卵移植は0.6%ぐらいが今行われておりまして、受精卵クローンは、ちょっと数値にはあらかわせないぐらいの数しか出ていないということでございます。

ではクローン技術でございますけれども、具体的にどうやってやるのかということになります。体細胞クローンをつくるには卵子を提供する牛と体細胞を提供する牛と、2つ必要になります。片方は卵子を取って、その卵子から核を取ってしまって、これをレシピエント卵子と言うんですけれども、こういう卵をつくるための牛。それから体細胞を今度取ってくる牛というのがいます。体細胞を取ってくる牛の方がコピーのもとになりますので、大抵は成績のいい牛を使って、そのクローンをつくるという形になります。取ってくる細胞は大抵は皮膚とか筋肉とか、そういう部分を使っております。それによっていろいろ成績は変わるらしいんですけども、それを培養したものを卵子に移植をして、電気刺激によってなじませやすくして細胞融合という形で再構築胚をつくるということです。この再構築胚が、通常のものだと受精をした受精卵に当たるものでございます。これを、借り腹牛、3頭目の牛ですね、おなかを貸してもらう牛に移植をして生まれてくるのがクローン牛というものでございます。

では、今のような方法でつくったクローン牛でございますが、今回の評価はそのクローン牛由来の肉や乳の安全性というものなので、どうやって考えるかという、この評価に対する考え方というのは非常に難しい案件でございます。それは肉とか乳っていうのは我々普通に食べている、そういう食品でございます。ですから基本的に健康な家畜から生産された肉や乳というのは我々が食品として食べるのに差し支えないというふうにもともとみなしている。そういうものなので、体細胞クローンであるかどうかということの評価するその対象としては、普通は食べられるものが対象なので非常に難しいというところでございます。

やり方としましては、ステップ1としましてこちらにありますのが、動物として安全なのかということですね。体細胞クローン牛と従来の繁殖技術によって生まれた牛とを比較して、本当に健康な動物が体細胞クローンによって得られているのかというのを比較をしたのがステップ1です。要するに動物の体として健康であるかどうかというのを見たのが1です。

2番は今度は本当に食品として安全かどうかというのを確認をしたものです。やり方としては食品ですので栄養成分が何か偏ったものになっていないとか、そういったものを見たのがステップ2です。

この2つの結果をもとにしまして、体細胞クローンから得られた食品と従来の牛豚から得られた食品が同等の安全性を有しているかどうかというのを判断したというのが、今回の評価のやり方でございます。

それでは結果でございますけれども、動物レベルということでもまず動物の安全性、動物としての健全性、健康かどうかということをお判断するところでございますが、これはよくご指摘を受ける部分で、牛は出生前後と若齢期に、また豚では出生前後に死亡率が高いと

ということが言われます。これは確かに高いんですね。どのぐらい高いのかと言いますと、こちらのグラフにあるとおりで、おおむね死産の発生がこちら、薄い方が体細胞クローンで16%ぐらいですかね。生後直死というのは生まれてから24時間以内に死んでしまうものを言います。これが大体14%ということで、死産と生後直死合わせて30%が死んでしまうというのが今回のクローンの、何て言うんでしょうかね、繁殖成績と言いますか、そういったものから上がってきた数値でございます。やっぱり死亡率が高いと何かあるんじゃないかというふうによく言われてしまうんですけども、では今の科学でこの死亡率が高い原因というのはどのようなことなのかというのを今回は一応いろんな文献を探して説明をしたわけです。

ここで一番最初にお話しした生物の知識を少し。受精卵というのはいろんな細胞に正常に発生したり分化したりということが出来る、そういう全能性というのを持っているのが受精卵でございます。それが出産するまでの間にちゃんと生まれて育つぐらいの胎児というのをちゃんとつくり上げるということが出来るんですよ。それで正常に生まれてくるんですけども、ただ受精卵においても、何て言うんでしょうね、余り完成度が低い受精卵っていうのはやはり流産を起こしたりとか、死産になったりっていうケースが全くないわけではないんですよ。さっきのグラフにあるとおり、わずかですけども死産を起こしたり、生後直死を起こしたりするものがありますので、通常の受精卵においてもやはりそういうケースというのは実際にはあります。

クローンの場合はこの全能性というのがうまく獲得できなくて、妊娠期間中に本当は胎児として心臓は動いていないと途中で死んでしまいますが、肺がうまくできていないとか、横隔膜の機能が弱いとかということがあると、出産したときに呼吸ができなくて死んでしまうというケースなどが非常に多いです。

それからもう一つ、過大死というのがあって、やはり出産には適当な大きさがありますよね。大きくなるとやっぱり難産になってしまうので、そのあたりもちゃんとコントロールをして生まれてくるんですけども、そのコントロールがうまくいかないために2倍ぐらいの子供の大きさになってしまっただけで死んでしまうというケースがあります。

それからもう一つ、若齢期の死亡。若齢期の死亡というのはやはり人間もそうですけれども、子供の体というのはやはりまだ未成熟であって、いろんな機能というのは生まれてからだんだん強くなっていくわけなんですけど、そのコントロールがうまくいかなくて免疫が弱かったりとかということで死んでしまうケースがございます。大体この辺のいわゆる発生がうまくいかないというのが生後の大体200日までで結論が出ると言いますかね、200日あれば完全に完成するというようなことなので、200日を越えたものについては健全だという、そういう研究の報告があります。

ということで、何で死亡率が高いのかと言うと、その発生がうまくいかないからであって、特別クローンだけに何か変な病気が発生しているから死亡率が高いというわけでは決していないということでございます。

ちょっと時間がないので簡単に触れますけれども、全能性というやつですよ。どんな細胞にも分化できるというやつは、申し上げたとおり、遺伝子のいろんな部分を読んだり、ここの部分は読まなかったりっていうような制御が行われているわけですよ。ですがこれがうまくいかないと、その細胞がつくられないのでその部分ができない。そのために生命を維持することができなくて死んでしまうということだ、というのを模式的にあらわしたものでございます。

ということで、動物レベルということでどういう結論になったかと言いますと、最終的には人の健康を損なう恐れのあるような要素、あるいは要因、要するに生体の中に何か特

別なものがつくられているのかというようなことは考えられないために、同等の健全性を有するというのが結論でございます。

続いて、食品として何か差があったかというところにつきましては、牛肉と乳を調べまして、水分・タンパク・脂質・炭水化物配分、さらにはアミノ酸とか脂肪酸とか、そういうものもずっと本当は調べてございますけれども、通常の繁殖したものと特に差は見られなかったということです。

それで今のは成分比較ですよ。やはり新しいものですから長期にわたった慢性毒性とか、こういうのがお気になる方がいらっしゃるんですけども、もともと乳とか肉でございますので、それらを毎日一生涯にわたって食べさせるという、そういう動物実験そのものが毒性試験に当たるのかどうかというのが、今回は、毒性試験にはそぐわない内容ではございますけれども、一応これはラットに12ヵ月間牛肉を与えて、特別、投与による異常は認められなかったということです。実際に何か異常があったとしても、それが肉によるものなのか、クローンによるものなのかというのを判断するというのはまた非常に難しい問題がございます。

それからアレルギー誘発性というのは、実はどんな食品もアレルギーのもとになりますので、今回は有意な差は認められなかったということでございます。タンパク質の消化性というのも、アレルゲンについてはタンパク質の消化性が悪いので、それとともにやった実験でございます。

ということで、食品としての安全性評価としましては、もともとのクローンのもとなる牛とクローン牛というのは全くDNAが同じなので、つくられる可能性のあるタンパク質の種類は同じ。ですから何か特別なものがクローン牛だけ持っているということは理論的にあり得ないということでございます。

もう一つでございますが、遺伝子を組換えたものではないので新しい何か物質がつくられるということは考えられない、というのがクローンに対する理論的な判断でございますので、最終的に食品としては安全上問題のある差異は認められないという結果でございます。

評価に対するまとめでございますけれども、一つ目は体細胞クローンによるものと従来の繁殖技術によるものでは、家畜としては同等の健全性を有していると。それから食品、それらから生産される食品については、安全上問題のある差異は認められないという結果でございますので、これを総合的に考えて従来の繁殖技術によるものと同等の健全性を有するというのが今回の評価の結果でございます。

最後でございますけれども、今回の体細胞クローン技術はまだ新しい技術でございますので、今後とも安全性に対する知見についてはリスク管理機関において収集を行いまして、また新たな知見が得られた際には評価の見直しに取り組むということにしております。

最後のスライドでございますが、こちら、つくばにございます畜産草地研究所にいますクローン牛でございます。ちなみにこれがドナーで、この下にいる子牛がクローン牛でございます。同じに見えるんですけども、牛ですから何とも言えないところですかね。

それからこちらは雄牛でございます。10歳の体細胞クローン牛がおりまして、繁殖成績なども調べるために10歳で飼っているというものでございます。私の方からは以上でございます。

(石井会長)

どうも、手塚専門官、大変わかりやすい的確なご説明、本当にありがとうございました。

私も初めて詳しくお聞きしまして、すごい、やはり技術革新が進んでいるなというふうな思いでした。大変勉強になりました。

皆様、委員の皆様にご意見をお聞きする前に、資料2の農林水産省のプレスリリースでございまして体細胞クローン技術の取扱いに係る対応方針についてということ、これを事務局で先にご説明をいただいて、その後質疑応答の方に入りたいと思います。それではよろしく申し上げます。

(農政部畜産振興課河原課長補佐)

農政部畜産振興課の河原と申します。よろしく申し上げます。

それでは資料ナンバー2を基にいたしまして、農林水産省における「体細胞クローン技術の取扱いに係る対応方針」について、ご説明をいたします。

ただいまご説明いただきました食品健康影響評価の結果を踏まえまして、農林水産省の対応方針が6月26日にプレスリリースされました。内容についてはこの資料のとおりですけれども、まず初めに1の体細胞クローン技術の現状について。体細胞クローン技術については、生産率が一定程度向上すれば、種雄牛、すなわち人工授精用の雄牛の能力の検定や、医療用モデル家畜の生産などへの利用が大変期待される技術です。ただし現行の技術水準では体細胞クローン家畜を作出する生産率が極めて低く、商業生産への利用は見込めない状況です。このために生産率向上等に向けて、今後も研究開発が必要であり、またさらなる科学的な知見の収集及び消費者等への情報提供も必要です。これらのことから、体細胞クローン家畜及びその後代の家畜由来の食品については安全であるとの結論が示されたところですが、当面は研究機関等において生産率を改善する手法等に関する研究開発を進めるとともに、消費者等に対して広く情報提供を行っていく必要があるという現状です。

2番目に基本的な農林水産省の対応方針ですけれども、1の状況を踏まえまして、体細胞クローン家畜等の研究・生産、または飼養を行う機関、クローン研究機関と言いますが、これに対してクローン家畜の飼養頭数の変更等につきまして、農林水産省に報告すること。生産物は研究機関内で適切に処分すること等を内容とする通知を発出するというのがまず一つ。それと2番目といたしまして、クローン技術の現状、対応方針等について、国民の理解が得られるように情報提供や説明を実施するというような方針でございまして。

その具体的な内容について3番に書いてありますけれども、クローン研究機関等への通知の発出につきましては、現在7月2日から7月31日までの間、この通知を出すに当たってパブリックコメントの募集をしております。また有識者からの意見の聴取を実施し、その結果を踏まえて発出するというようなことになっております。

内容につきましては、その下の括弧にありますように4つで、1つ目は研究開発を継続する、その状況については農林水産省に定期的に報告すること。2番目につきましては、クローン技術の飼養頭数に変更があった場合には、現在も行っているんですけども、引き続き速やかに農林水産省に報告すること。また、3番目、クローン研究機関で育成した体細胞クローン家畜由来の生産物、肉とか牛乳とかですけれども、これについては試験目的で使用した後に、各研究機関内で適切に処分する、また牛乳については出荷しないことになっております。ただし消費者等への一層の情報提供を図る観点から、体細胞クローン家畜等であることを明示した上で試食会の開催等については妨げないというような内容になっております。また農林水産省では、把握した体細胞クローン家畜等の研究開発状況について、その情報について引き続き公表するというような内容でございまして。

2. (2)にあります国民への情報提供説明等につきましては、国内外の関連情報の収集に努めるとともに、体細胞クローン技術の現状、また対応方針等について、広く国民を対象とした技術情報の情報提供を行うこととして、各地における消費者団体等への説明会の開催を検討すること。また各省庁、関係省庁が実施するコミュニケーション活動につい

では、十分な情報を提供するために協力することというような内容になっております。

それと国内における現在の状況でございますけれども、資料1の13ページの方を見ただきまして。資料をお借りしますけれども、日本のところにありますように、現在主に独立行政法人や都道府県の研究機関、47機関でございますが、そこで研究がなされております。それについて農林水産省が異動状況の把握・公表を行っており、また体細胞クローン牛及び生産物の出荷の自粛要請を現在も行っておりまして、市場に出回っていることはありません。以上です。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

それではただいまのプレゼンテーション及び補足説明等を含めまして、この問題につきましてご意見・ご質問等を賜りたいと思います。どうぞ、どなたからでも。

(藤沢委員)

私、スーパーマーケット協会の藤沢と申しまして。現状はスーパーマーケットの方で小売業という立場で食品を中心に販売しております。

ただいまお話を伺いました中でまず最初に思うことは、このクローンという技術の必要性と言いましょか、メリットというのはどこにあるのかなど。自然の生産、牛と豚に例えれば、自然の生産と言いましょかね、卵子と精子を結合させて、それが自然に大きくなって子牛が生まれてというのに対して、クローンという技術と申しますか、メリットというのはどういうところに皆さん見出していらっしゃるのか。何のためにクローンが必要なのかというのをちょっと。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

大変重要なお指摘いただきましたので、事務局の方からお答え、お願いできますでしょうか。必要性ですね。

(農政部畜産振興課河原課長補佐)

お答えいたします。

先ほどのプレスリリースの方に書いてございますけれども、まず一番は先ほど専門官の方のお話の中にもありましたように、今日本で牛については人工授精によって生産されておりますが、その精液を供給する種雄牛、これについてはその能力を把握して、能力の高い牛の精液を流通させるというようなことになっております。そのためには莫大な経費と時間がかかるものですから、このクローン技術を応用することで、その能力検定における改善がされるというようなことが一つ大きなメリットかと思っております。

それとその後ろに書いてあります医療用モデル家畜の生産とありますけれども、単なる食品としてではなくて、人間の医療現場での、例えば新しい薬品を開発するときの試験動物とか、その辺のところの利用も可能性としてはできるんじゃないかというようなことが言われております。

それと、この技術ですけれども、今のところ技術水準が低いのですが、これが今の受精卵移植並みぐらいのところまで上がってこない限りはなかなか技術も進まないのですが、その技術が上がってきたときにはさらなる可能性というのものもあるかと思っております。

(石井会長)

よろしゅうございますでしょうか。

どうぞ、ほかの委員の皆様、ございませんでしょうか。

これは、そうしますと当面すぐに食肉にしたり、搾乳用に開発するとかいうことではなくて、あくまでも実験の段階で、それで食品としての扱いは、最後のご説明にありました

ように国内外の管理の状況ってことで、どこの国もまだマーケットにはお出しになっていないということだと思いますので、その辺は時間をかけてゆっくり試験を進めていくということでもよろしいですね。

(農政部畜産振興課河原課長補佐)

現在、先ほど47機関とお話ししましたが、この技術が国内でつくられてから571頭が生産されておまして、現在26機関で71頭の牛が飼養されております。これ以外につきましては先ほども申しましたようにまだまだ生産効率が低いというようなことで、パブリックコメントの資料の中にもございますけれども、まだ数%、出生率が数%というような技術でございますので、そういう中ではまだまだこれからの技術かなというふうなことを農林水産省の方から聞いております。

(石井会長)

ありがとうございました。

はい、どうぞ。長尾委員。

(長尾委員)

確認なんですけれども、この食品安全委員会の方での見解というのが出されて、それで今パブリックコメント等を募集している段階で、今日ここで、議事として体細胞クローン家畜についてということになっていきますけれども、今日、何を話し合っただけで何を決めようとしているのかが少しわからないですけれども。その点を確認させていただきたいんですけど。

(石井会長)

事務局、いかがでございますでしょうか。

(生活衛生課食品安全推進担当内藤主幹)

生活衛生課の食品安全推進担当の内藤と申します。

今のご質問でございますけれども、この推進会議につきましてはどんな議題を取り上げようかということは、いろいろ考えてみました。今日、クローン牛、豚について取り上げた理由としましては、やはり今話題になっているということがあります。

それから今、説明がありましたように、パブリックコメントにかけられている、あるいはいろんな意見が出されている状況の中で、農林水産省も広く情報収集をし、あるいは意見について広く聞いていこうというような方針でおります。私どもの方としましてはそういった方向で情報提供や意見をお聞きする機会をつくりたいというふうに思っております。そういったことを実施するに当たって、今日ご参加の委員の皆様方に、そういったことをやるに当たってこんなふうにしたらいいのではないかとというようなことがありましたら、ぜひお聞きをしたいということで提案をさせていただきました。

(石井会長)

ありがとうございました。

委員、よろしゅうございますか。

(長尾委員)

そうすると、安全かどうかをここで話し合ったりするわけではなくて、そういったことについて我々が広く意見交換をして、それから県内の人たちにそういったことを、もう少し問題意識を持ってもらう方法論について話し合うってことでいいんですかね。

(石井会長)

はい、そういうことでございます。ですから皆様方からこういう最新技術のお話を、貴重なお話を聞きましたので、忌憚のないご感想・ご意見です。こういったものをお聞きしたいということで、結論を出すとかそういうことではございません。それでよろしいです

よね。

はい、どうぞ。

(小久保委員)

この問題は厚生労働省から食品安全委員会へ諮問されたんですよね。食品安全委員会が安全だという回答があったんですよね。これを受けて厚生労働省はどのようなリスク管理をしようとしているんですか。農林水産省の対応はここに出ていますけれども、厚生労働省はどのような対応をしようとしているのか。

(手塚リスクコミュニケーション専門官)

まだ、要するに答申を出した段階ですので、特別そういうのを聞いてはおりません。

(小久保委員)

いや、BSEの例がちょっとあるんで、食品安全委員会がこれだけやられて、安全だという回答をされて、リスク管理者はどのような、リスクコミュニケーション、それが非常に大事なんですけども、どのような対応をするのか、農林水産省のプレスリリースを見ても、何となくあいまいもことしたところがあるので、それがちょっと知りたかった。というのは最終的に食品の安全性ですから、それがわかればいいなと思っていたんです。まだ全く動きがないんですか。

(手塚リスクコミュニケーション専門官)

今のところは何も聞いていないです。

(石井会長)

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

(小川委員)

とてもいい勉強をさせていただきました。その中で先ほど先生もおっしゃいましたけれども、今なぜ、技術的にクローン牛なのか。そういう技術を研究するということは大切ななと思うんですけども、なぜ食のためにこういうものをしなきゃならないのかなっていうところが非常にあります。私たち、食生活改善をやっていますが、もちろん飢餓に飢えている国もたくさんあるのもわかりますけれども、今日本においては牛、肉類のタンパク質のとり過ぎがいろんな問題にもなっている時点で、幾ら生産するために、いろんなリスクがあるためにクローンがやや望みをかけているってところはわかるんですけども、あえてそこまで走る、食肉としてそこまで行く必要があるのかなってというのが一つ疑問なことで、それからプレスリリースの中に研究を目的として、それからなおかつクローン牛であるということを示した上で試食会の開催ってというのが書かれていますけれども、これって果たしてやっていいのかなって。食べることへの、食べたもの、先ほどモルモットとかでやっているって話がありましたけれども、食べた人間に対する、それはまだ研究がされていないところで、例えどんな微量であっても試食までさせていいのかなって、非常に疑問と危険なのかなとか、そういうものを非常に感じます。ですから研究としては非常に素晴らしいなっていうものは感じますけれども、ここまで広げてしまっているのか。例えば先日の事故米の件なんかもあって、どうしてもそういうものが出てくれば、どっかから流通してしまったりという危険性があることも踏まえながら、慎重にしていっていただけたらありがたいなと考えます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

小川委員のご指摘に関しまして、事務局の方から何かお答え、ございますでしょうか。

(石井会長)

はい、どうぞ。

(吉沢農政部次長)

クローン技術そのものが、先ほどちょっと事務局の方から説明がありましたけど、例えば生産性の向上とか、例えば肉でいけば肉質の向上、牛乳でいけば、例えば1頭当たりいっぱいとれる、乳がいっぱい出るっていうことによって例えばコスト低減なり、生産者価格の低下と。そういうメリットも一方で出てくるんだと思うんですね。今小川委員の方からちょっとありました安全性のところ、そういうところの問題というのをはっきりしないということで食品安全委員会にかけたということで、そこの中でとりあえずは安全性については問題ないということでございます。だから安全のところについてはある程度担保されているのかなと。ただ今おっしゃったように最終的に消費者の方の安心の確保というところ、そこにまだ結びついていない。そこはなかなか消費者の方の理解を得られないと、なかなか安心の方につながっていかない。そういう意味である程度今の段階では、流通って言いますかね、一般の方に出さないというふうな考え方で来ているのかなと、そんなふうに思っています。

(石井会長)

どうぞ、橋本委員。

(橋本委員)

大変興味深いお話、ありがとうございました。

ちょっと私自身の個人的な関心もあってご質問なんですけれども、先ほどご説明いただいた手塚さん、あと県のご担当者の皆さんで、このクローンの牛のお肉を実際に食べられてらっしゃるんでしょうか。

(手塚リスクコミュニケーション専門官)

私は食べたことがないんですけれども、実は研究施設の中では食味試験というやつでそれを確認したということは聞いています。私は食べたことがないです。

(橋本委員)

なぜ食べていないんですか。

(手塚リスクコミュニケーション専門官)

いえいえ、私は研究機関の職員じゃないので。

(橋本委員)

食べる機会がないということですか。

(手塚リスクコミュニケーション専門官)

ないですね。

(橋本委員)

そうですか。

県のこの件を担当されている方っていうのは、このお肉を食べられているんでしょうか。

(畜産振興課河原課長補佐)

体細胞クローンについては、県内でかつて平成9年、10年ぐらいのときに近畿大学の委託を受けて受精胚ですか、再構築胚を移植して6頭ほど生まれたものがございます。それについては試験用にと畜したり、また生存中のがまだ1頭いるんですけれども、食肉として食べたものはございません。先ほどお話の中にあつた受精卵クローンというのがあるんですけれども、それについてはと畜後試食用として、研究で食べたことはございました。

(橋本委員)

実際に食べてどんな印象をもたれましたか。

(畜産振興課河原課長補佐)

私が食べたところは普通の肉と同じく、大変おいしいと思いましたが。

(橋本委員)

やっぱりその辺の、実際心でどう感じるかっていうことも食品なのでごく大事だと思うんですよね。なのでぜひご担当されている方は、やっぱり安全だと言う前にまずご自身で食べられて、どうだったかという上でぜひ動いていただけたらと思っています。ありがとうございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

そういう機会があったら私も食べてみたいなと思いますが、今日のお話を聞いて。

ほかに委員の皆様、どうぞ。はい、津久井委員。

(津久井委員)

大体的内容はわかったんですが、ちょっと心配なことがあるもんですからお聞きしたいんですけれども。クローン牛であるという証はどういう形でつけるのかなっていうことが一点と、あとはクローン牛が輸入をされてくるっていうことも当然考えられると思うんですが、まだまだ生産現場にはない技術の牛が高額を使って研究開発をしていて、どうしてもその生産物が出てくると。しかし売り口がないことには研究もままならないっていう場面があって、やはり安全だよと、安心だよっていうことを多くの段階で打ち出しておかないと、この研究開発がどん手詰まりになってしまうのではないのかなという考え方も、日本に限らずこういった、世界で一生懸命技術開発をしている国々はそういう事情もあるのかなって感じがしますので、輸入の場合にはどうなのかなという、それに対しての証明と言いますか、裏づけというものはどういう形でつくっていかうとしているのか、その2点についてお答えいただければと思います。

(石井会長)

ありがとうございました。

事務局の方、いかがでございますか。次長、お願いします。

(吉沢農政部次長)

細かいところはちょっとわからないところがあるんで申しわけないんですが。ただ私も新聞報道等を見ていると、クローン牛の肉かどうかって、そこの判別っていうのはできないって言うか、非常に難しいというふうにちょっと聞いています。そういう意味で実際流通したときにどういうふうな、表示も含めてどういうふうなあり方が必要なかっていうのは、またそれは国の方で当然考えるべき話ですけど、そういうところちょっと注視していく必要があるのかなと、そんなふうに思っています。

あと輸入の可能性のお話、ちょっとございましたけど、若干アメリカあたりの考え方と日本人の考え方、相当食に関する考え方で違うっていうところが。アメリカあたりですとそれなりの流通をしているっていう話もちょっと聞いていますので、そういう中で日本の中に入ってくる可能性っていうのは出てくるのかな。そこのところの規制がどうなってくるのか、まずそこがちょっと私ども、ちょっと細かい情報をつかんでいないのであれですけど。その辺もうちょっと情報収集しながら対応していきたいと、そんなふうに思っています。すみません、答えになっていなくて申しわけないです。

(津久井委員)

いえいえ。きっとそういう状況だろうっていう感じがしますので、ぜひ情報を詳しく収集していただいて、できる限り安全・安心でありますよっていうような話の裏づけと言いますか、そういうものを栃木県として率先してつくっていただければありがたいなって感

じがしますので、よろしく願いいたします。

(石井会長)

ありがとうございました。

どうぞ、それでは山岡委員。

(山岡委員)

今日ご説明いただきました今までの状況については、ここにいらっしゃる委員の方は説明をされて、こういう状況で今進んでいるんだなって、クローン牛の技術革新について進んでいるということがわかるんですが、一般の消費者にこれの理解を求めたときには、即もろ手を挙げてじゃあ私はこれを、なんていう方は、今のところは少ないかなと思います。国民への情報提供・説明なんていうところにも書いてありますけれども、やはり最終的には消費者の理解が得られないと、やはりこれは市場には出回らないっていうふうに思っています。ですからまだ研究段階のところ、やはり農林水産省だけじゃなくて厚労省とも一緒になって安全に、こういうものを提供するときにはしっかりとした情報をきちっと私たちに示してほしいと思います。

今日ここへ来るとき、ラジオを聞きながら、ちょっと子供相談室っていうのを聞きながら来たんですけど、そのときの子供の、小学生の質問の中に、クローンって何ですかっていう質問があったんですね。子供の世界にまでいろいろ聞きかじりで遺伝子組換えであるとかクローンとかって、子供はそういうところに興味を持って、その先生が説明するのに、本当に小さい子にわかりやすく説明するには、きちんと伝達できないながらも、クローンっていうのはこれだみたいなもので、先ほどご説明にあったように、植物には挿し木っていう形でできまして。ただ遺伝子の中にはいろいろ違いがあるので、これをすべてのものに共通ではないっていうような話を聞きながら来て、たまたまきょう勉強会になったわけですけど。やはりそういうところで、しっかりと消費者の理解が得られる、それと先ほどお話の中に食肉にするっていうようなお話と、もう一方で医療現場でこれを活用していきたい、そのところがちょっと私は、医療のところ、どのように組み込んでいくのかっていうのをちょっと知りたいなと思いました。

(石井会長)

ありがとうございます。

医療の方、いかがでございますでしょうか。どのように活用するのかっていうのは。どうぞ部長、お願いします。

(北澤保健福祉部長)

すみません、詳細は私もわからないんですが。よくありますのは医薬品の開発で、何か病気にかかりやすい、牛を使うっていうのはあんまり私も聞いていないんですけど、何て言うか、マウスなんかでよくありますけれども、例えば牛を使った動物実験をする場合に、何て言うんですかね、ある病気にかかりやすい牛を、均質な牛を何十頭もつくるための技術としてはクローン、体細胞クローンという技術が多分使われるんだと思います。医薬品の開発の時点でそういう薬を投与しているっていうのがもしかしたらあるんじゃないかと。ちょっと詳細は、すみません、わかりませんのでちょっと推測ですけども。間違っていたらすみません、どなたか修正お願いします。

(石井会長)

ありがとうございます。

それじゃあ先に藤沢委員、手が上がりましたので。じゃあその順番に、すみません。

(藤沢委員)

これは手塚様にお答えいただくことになるかと思いますが、私ども、食べるということ

に対しての委員会でございまして、こういうクローン技術を用いた牛肉とか豚肉が食卓に登り始めそうだというものは、大体これからどのくらい先なのか。ある意味での推測で結構なんですが、お考えというか、現実から考えてどうですか、何年ぐらい先ぐらいに私どもが本格的にクローンのお肉を目の当たりにするときに来るといふ予測をされているか、それだけちょっとお聞かせいただければ。

(石井会長)

手塚専門官、いかがでございますか。

(手塚リスクコミュニケーション専門官)

一つは、きょうご説明したのは当代という、本当にクローン技術で生まれたものと、もう一つ、後代という、その子孫っていうのがあって。

(藤沢委員)

F1ですね。

(手塚リスクコミュニケーション専門官)

はい。F1については実は実際にアメリカでも流通が云々っていう話があるぐらいなので、技術的にはさほど遠くない将来には流通する、何て言うんでしょうね、背景はできると考えていますね。ただF0は今の上では絶対無理だと思います。なので10年・20年では絶対無理だと思っています。

(藤沢委員)

ではまだまだ食としての・・・

F1対F1というの、配合ということも今後はあるんでしょうか。

(手塚リスクコミュニケーション専門官)

F1とF1でも全く問題ないと思います。

(藤沢委員)

やはり同じようなことですか。ということはまだまだ食に対しての審議をするという、私どもが安全会議で取り上げるというのはまだまだ先になるということですね。

(手塚リスクコミュニケーション専門官)

まだまだ先だと。

(藤沢委員)

ですからきょうは、じゃあ知識としてということで、私は捉えるということで。

(石井会長)

ありがとうございます。

増淵委員、どうぞ。

(増淵委員)

私もきょう始めてここへ出てきたんですけども。

クローンに関する事柄について初歩的な疑問がいっぱいあるんですが、先ほどの医薬的な行為でもそうなんですけれども、なぜクローン牛を対象にするのか。マウスだって全部、医薬絡みの研究はできるわけです。

もう一つは実際議員がお話ししていましたが、どういう目的があるかっていう中で、いわゆる品質のいい牛をより多く育てるとか、そういう経済メリットがあるっていう話なんですけど、それも既存の今の受精の中で可能は可能なわけですよ。そういう中で、クローン牛をここで議論するのは一向に問題なく、いいんですけども、本当に安心を得るためにはその取り組みは非常に難しいんじゃないかなと。つまりクローン人間が本当にできて、クローン人間が本当にまことしやかにこの世の中に生きていくという前提があるんだとしたら、クローン牛っていうのも受け入れやすいんだと思うんですが、何となくそこ

に、牛のところにクローンということをして、ここで話すにしても、今一つ先が見えない。

学術的な研究という意味において、研究することは非常にいいことかと思えますけれども、それをさらに進めて安心を得るためのアプローチをこれから考えていくとなると、そこがなかなかクリアできない問題があるんじゃないかというのを個人的には感じました。

(石井会長)

ありがとうございました。

今のご指摘でございますが、事務局の方から何か、よろしゅうございますか。ではそれを踏まえて。

どうぞ、長尾先生。

(長尾委員)

先ほどの医学目的の質問に対する事務局からの返答に補足しようと思って、さっきはちょっと手を挙げたんですけれども。

今の話とも関連するんですけれども、私は専門的な立場で客観的に意見させていただきますけれども、もともと実験動物っていうのはマウスが主流でいろいろな医薬品の開発等がされているわけなんですけれども、クローンというふうな個体については羊が世界で初めてで、それに次いで牛なわけですね。結果的にその後マウスでも報告されたんですけれども。報告されましたし、広く医学現場で活用するにはマウスの医学目的っていうのが一番手っ取り早いわけなんですけれども、やはり人とマウスに比べる距離というのが、人と牛や羊に比べるとずっと遠いので、マウスでこうだから人で大丈夫とかっていうふうなことは必ずしも言えないってことは皆研究者たちもわかっていることで。そういう意味でマウスでオーケーな時に、じゃあ家畜ではどうなんだろうっていうふうなことが一つの、医学目的の研究材料としてはそういう視点で家畜分野での研究開発っていうのが必要とされているっていう背景があると思います。

あわせて、じゃあ具体的にどういうところかって言うと、先ほどおっしゃったことをもう少し具体的に説明すると、マウスで例えば我々がふだん飲んでいる薬やワクチンっていうのは主にマウスで選別されてくるわけです。皆さんご存じだと思うんですけれども。遺伝的な系統がなるべく近いネズミたちをたくさん使って選別されてくるわけですね。それを少しでも少ない命の犠牲で、そういった我々が使用する薬を、そしてより確かで安全な薬を選別しようとするときに、遺伝的な資質が完全にそろっている体細胞クローンっていう技術は有効に活用できるんじゃないかというふうに考えられていて、医学目的っていう部分についてはそこが一番大きいんじゃないかと。以上です。

(石井会長)

補足をしていただきまして、どうもありがとうございました。

公衆衛生学がご専門の中村副会長先生にちょっとまとめのご意見いただきたいと思えます。

(中村副会長)

きょうご説明いただいたような背景、私、こう理解しているんですけれども。やはりクローン技術ができた、牛に応用してうまくできている。これがもし食品となったときに安全かどうかということで厚生労働省が食品安全委員会に評価を依頼して、それに対して委員会の方から通常のものとの安全性については変わりが無いということで評価が出たのが先月ということで理解しております。そういう意味では先ほど来、説明がありますように、これがまだ商品化する目途っていうのはある意味で立っていないのが現状だと、私自身は思っております。もしこれは技術がもう少し進んで、例えば今の牛肉よりも質がよくて、いいものが安く出せるようになれば商品化っていうこともあると思うんですけれども。

やはり私、ここの会議でも何度も申し上げておりますが、その辺のところ、選別するのは消費者だろうと。幾ら安くなってもそういうものは絶対に私は食べませんっていう消費者も当然いると思いますし、安ければいいよっていう方もいると思う。そこのところをきちんと選別できるような、うそをつかない表示等については今からも、これも今まで行政の方でも随分苦労されてきておりますけれども、今後とも引き続き消費者から信頼できるような政策、施策っていうのはお願いしたいなと思っております。

現実問題としては、まだクロン牛については先の話だと思っております。ただ昨日、実はある厚生労働省の担当官と話していましたら、いや実は試食会を準備しているんだみたいなことを言っていました。ただし、いいかげんな形でやるのではなくて、きちんとクロン牛を屠畜場に連れて行って屠殺をして検査をやって、通常と同様の検査をやって食品として大丈夫であるということを確認した上で試食会をやるんだっていうようなことを言っております、そういったところから積み重なっていくのかなというふうに思っております。

現状では、先ほど事務局、試食会したかというご質問が出ましたけれども、それほど、簡単に試食会って書いていますけれども、だれでも彼でも試食会に参加できるというような状況でもないような、手に入りにくいような状況だと思っておりますので、一般の消費者にっていう話についてはもう少し時間がかかるのかなと私自身は思っております。以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

まだまだ、まだこの後も報告事項等ありますので、また委員の皆様にはその都度ご意見を賜る時間がございますので。

ちょっとここで手塚専門官は所用で退席を、この後まだお仕事がございますということでございますので、きょうは大変貴重なお話を賜りましたので、拍手で感謝の意を表したいと思います。どうもありがとうございました。

(手塚リスクコミュニケーション専門官 退席)

(石井会長)

また今後ともよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

このクロンの問題につきましては現在、農林水産省の方針にもありましたように、国民の理解が得られますよう、さらにリスクコミュニケーションを引き続き進めていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

それでは、報告事項のまず1番の方でございますが、栃木県食品等自主回収情報公表制度につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(食品安全推進担当内藤主幹)

事務局の生活衛生課の内藤でございます。

資料ナンバーの3番をごらんください。栃木県食品等自主回収情報公表制度ということでご説明を申し上げます。

1番の制度の趣旨っていうところがございますけれども、まず食品の自主回収につきまして、今現状としましてはご承知のとおり食品をめぐる不祥事が多く発生をした平成19年以降、自主回収の件数が増加をしております。また自主回収情報については新聞等の社告でされるというような状況になっております。また消費者が社告を見逃してしまったという状況になった場合になかなか確認ができないと、あるいは困難であるという状況がございます。こういった状況の中で栃木県の状況はと申し上げますと、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例の中で、県は食品の安全性確保について関係者との情報の

共有、県民と事業者との相互理解の促進に関する必要な施策を実施することにしております。これを受けまして県としましては必要な施策として基本計画を定めまして、この中で食品に関する情報共有の促進を掲げております。今回お示しをいたしました制度につきましては、この施策を実現するに当たりまして自主回収を促進させ、健康被害の発生を防止し、県民の食に関する信頼性の確保に資するというような目的で定めたものでございます。

2番目にあります概要のところでございますけれども、この制度につきましては食品等の事業者が食品衛生法、JAS法、景品表示法、健康増進法などの法律に関する事項について、問題があった場合について自主回収をするわけでありまして、そういった場合について県が、実際には所轄の健康福祉センターになりますけれども、自主回収情報についての報告を受けまして、それを受けて県のホームページを活用して自主回収情報として広く県民に公表をしようというものでございます。具体的にはまず事業者が自主回収に着手をいたしますと、自主回収着手報告書というものを健康福祉センターの方に出します。また回収が終了しますと自主回収終了報告書というものを同様に健康福祉センターの方に提出をいたします。健康福祉センターはこの2つの報告書が出てまいりますと、中身の確認をいたしまして、その後県の生活衛生課の方に報告をすることになっております。健康福祉センターはこの報告を受けた際に、必要がある場合については指導をすることになっております。県の生活衛生課は健康福祉センターから受けました報告の内容について県のホームページに掲載をし、県民に広く公表をすることにしております。また回収する食品につきまして、県外に流通をしている場合につきましては、関係をする自治体に情報を提供することに決めております。

実施の期間につきましては3のところにありますように、ことしの8月1日からを考えております。

それからこの制度につきましては、業者が行政処分を受けた場合については、行政処分を受けて回収をした場合については対象外としております。これにつきましては、行政処分を受けますと公表の基準を決めておりますので、自動的に公表をすることとなっておりますので、今回の制度の対象外ということで規定をいたしました。

それから、県民の健康の保護に直結するような問題が発生をしたとき、具体的に発生をした場合については、食品等の回収方法について事業者が手順、報告等について定めるよう、ほかの条例、食品衛生法施行条例の方で義務づけをしておりますので、健康被害が発生した場合については別の条例で対処をすると決めております。

それから、その次のページを見ていただきますと、この自主回収の公表制度の実施要領というものを定めております。その内容を示しております。この実施要領の2番のところを見ていただきますと、定義のところがございますけれども、今回の制度で対象となるものということで、食品等になっております。これにつきましては食品は当然でありますけれども、食品添加物あるいは器具、容器包装について自主回収をした場合についても同様な対応をすることとしております。

また2番の(2)に書いてあります事業者、実際に対象となる事業者でございますけれども、事業者につきましては宇都宮市を除く県内の事業者の方で食品等の生産、採取、製造、加工、販売を業とする者ということで、対象を決めております。

それから4番目の事業者への指導というところがございますけれども、先ほども若干説明をいたしましたが、健康福祉センターが把握をした自主回収の内容・理由、そういったものを確認をしまして、健康への被害を考慮した上で事業者のとった措置が適切でないと思われた場合については、事業者に対して必要な指導をすることとしております。具体的には自主回収ではなく、行政処分である回収命令をかける。あるいは廃棄命令を想定しておりま

す。

5番目の情報の公表でございますけれども、公表については先ほど申しあげましたように県のホームページで公表をすると規定しております。後ろのページを見ていただきますと、上に(2)のところに公表する内容が書かれてございます。アからキまでの7つの項目について公表をすると規定しております。なお公表の期間につきましては先ほど申しあげました事業者の方から提出をされた自主回収着手報告書というものが出された翌日から始まり、自主回収終了報告書を受理した日から14日間を経過するまでホームページで掲載をしております。終了した自主回収の報告が出た後14日間さらに公表するということにつきましては、自主回収を終了しましたという状況が出たとしても、実際にはそれぞれのご家庭に該当する品物が残っていることも可能性として考えられるということがございますので、自主回収が終了したというような報告を受けた後も2週間という期間を、猶予期間を設けて掲載をすると決めております。

次のページ以降、2枚ほど実際に今申しあげた回収着手報告書、あるいは回収の終了報告書の様式が出ております。この様式に基づいて報告をしていただくと規定をしております。

それからさらにもう1枚めくっていただきますと、自主回収の状況ということで資料が載っておりますけれども、これについては実際に今自主回収はどんなものがあるのかというようなことを調査をした結果がございましたので、それをまとめたものでございます。自主回収をした理由等について数値が載っておりますので見ていただければと思います。

さらに次のページには公表制度、自主回収情報公表制度ということで絵がついたものがございますけれども、これは一般の県民の方向けの資料ということで作成をしたものでございます。ホームページに掲載をするほか、健康福祉センターその他の関係する窓口において、一般の県民の方に配布をしたいと考えております。なおこの制度のPRにつきまして食品の関係団体でありますとか、あるいは農業団体、あるいは健康福祉センターを通じて通知をし、関係する機関等について周知をするようお願いをしているわけでありまして、そのほかに、あるいは広報紙でありますとか、あるいは関係する団体の方々の研修会であるとか、会議等もございますので、そういった機会を使ってPRに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

それではただいまのご説明につきまして、ご質問・ご意見等、賜りたいと思います。どうぞ、皆様方。

これはあくまでも自主回収ってということで、この1ページにも書いてありますように、行政処分を受けて事業者が行う回収ってというのは別でありますということでございますね。わかりました。

はいどうぞ、中村副会長。

(中村副会長)

中核市の宇都宮市でも同様の制度を始めるんですか、あるいは検討中なんでしょうか。

(内藤主幹)

宇都宮市につきましては、市の条例の方で同様な規定を設けており、既に実施をされているということでございます。

(石井会長)

ありがとうございました。

よろしゅうございますか。それではもう一つ報告事項、まだあと2つございますので、そういった報告事項も踏まえて、またご議論の方、お願いしたいと思います。とにかく本制度、大変重要な制度でございますので、実効性のある制度にさせていただき、業務の推進の方、よろしくお願いしたいと思います。

それでは報告事項の2の方、平成20年度栃木県食品衛生監視指導計画実施結果につきまして、事務局からご説明、よろしくお願いいたします。

(食品衛生担当八木沢副主幹)

保健福祉部生活衛生課の八木沢でございます。

資料はお手元、ナンバーの4でご用意させていただいております。概要版と実施結果をお配りしてございます。またこの実施結果につきましては既に県のホームページにより公表しているところでございます。

まずこの監視指導計画ですけれども、厚生労働省が策定します監視指導指針に基づきましてそれぞれの都道府県・政令市、あるいは中核市ごとに年度ごとに食品衛生法に基づきまして、さらに本県の場合はとちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画、これらに基づきまして策定しているものでございます。

平成20年度の実施結果につきましては、概要版を使ってご説明させていただきます。まず1番の関係機関との連携に関する事項でございます。県内で探知あるいは発見されて、県外の施設について調査依頼をしたのが食中毒関連で41件、違反食品関連で53件。逆にほかの自治体から県内施設について調査依頼があったのが食中毒関連で41件、違反食品関連では101件という状況でございました。これらにつきましては関連自治体と連携して原因の究明とか被害の拡大防止、違反食品の速やかな排除に努めたところでございます。

次に食品表示の適正化を推進するため、毎年8月と12月を食品表示適正化強化月間と定めまして、食品販売店を中心に関係機関と合同で監視指導を実施しておりますが、平成20年度は食品販売店53店舗に対しまして食品表示の監視指導を実施しましたが、そのうち47店舗において一部の商品に表示の記載漏れ等がありましたので改善を指導しまして、県内に流通する食品の表示の適正化に努めたところでございます。

次に監視指導の実施に関する事項で、営業施設に対する立入検査の実施結果についてでございます。営業施設等への年間の立入予定回数につきましてはこれまでと同様、監視指導の重要度によりましてAからEの5つのランクに分けまして、さらに年間立入予定回数をベースにそれぞれの保健所ごとに過去の監視指導の状況等によって必要に応じて立ち入り回数を調整しまして、より効果的な指導に努めているところでございます。

平成20年度の営業施設に対する立入検査の実施結果につきましては表の2に示したとおりでございます。監視予定件数が1万4,140件の計画に対しまして、監視件数が1万3,373件。達成率は94.6%という結果でございました。全体としてはほぼ計画通りという結果ではございますが、ランク別に見ますとかなりのばらつきがあったというのも実態でございます。この要因といたしましては平成20年度の状況といたしまして苦情件数が例年大体200件前後という状況に対しまして、平成20年度が430件前後の苦情があったということで、それぞれの苦情に対する調査指導、これはやはりかなりの時間を要するということで、そういった状況も影響したのではないかというふうに考えております。

またこのような状況に対しまして、今年度からは施設によってその規模とか製造数量、あるいは提供食数、そういった差の大きい業種がございます。例えばホテル・旅館、あるいは弁当などの製造業などが挙げられますけれども、こういった業種につきましては同じ

業種であっても規模によってランクを分けて、年間の立入検査回数もその規模などに合わせて監視指導を実施していくということで対応しているところでございます。

次に重点監視指導事項でございます。平成20年度は期限切れ原材料を使用しないこととか、科学的あるいは合理的根拠に基づかない消費期限等の延長を行わないことなどを重点に食品製造業施設2, 184施設に対して監視指導を実施いたしました。

また、食品等事業者とか給食施設従事者を対象として講習会を開催しまして、適切な原材料の使用や期限表示の指導強化に努めたところでございます。

重点監視指導事項としてもう一つ、近年ホテル・旅館を初めとした飲食店営業施設、こういったところでノロウイルスによる食中毒が多発傾向にあったという状況がありまして、これらの関係する施設4, 415施設に対して監視指導を実施いたしました。

また、食品等事業者等を対象としまして講習会を開催しまして、ノロウイルスの予防対策として、ポイントとなる項目として手洗いの重要性とか、正しい手洗い方法とか、有効な消毒方法とか、そういった内容を周知するとともに、各種イベントなんかに合わせて相談窓口を設置しまして、食品等事業者だけではなく消費者も対象とした注意喚起に努めてきたところでございます。

次に違反等の発見状況ですけれども、表の3をご覧くださいと思います。食品衛生法違反の件数はトータルで786件、内訳といたしましては製造者名や製造者住所、賞味期限などが正しく表示されていないなど、不適切表示が665件で最も多いという状況でございました。ほかには使用水の不適切な管理などがありまして、これらに対する措置といたしましては文書による指導のほか、報告書・誓約書等を徴収するなど改善を指導したところでございます。

なおこの表の中で、この後ご説明しますけれども、食品等検査で判明した規格基準違反も含めて集計しておりますので、参考までにご説明しておきます。

次に食品等検査の実施状況でございます。次のページの表の4と表の5に実施状況をまとめてございます。検査の区分といたしましては規格基準等の検査を初めとしまして、有害物質の検査、その他遺伝子組換え食品、アレルギー物質などの検査を実施しております。その違反等の状況ですけれども、表の5をご覧くださいと思います。違反等の分類で大きく分けて規格基準の違反と衛生規範の不適合に分けて整理してございます。規格基準違反は合計で13件、内訳といたしましてはアイスクリーム類からの大腸菌群の検出とか、めん類の添加物使用基準超過などがありました。これらの事案に対しましては文書による指導のほか、施設が県外の場合もございましたので、そういった場合は関係自治体に速やかに通報して連携して調査及び指導を実施してきたという状況でございます。また衛生規範不適合の状況といたしましてはこの表のとおりでございます。

次に食中毒の発生状況でございます。平成20年度は発生件数が合計で19件、患者数は275名という状況でございました。これを病因物質別に見ますと、ノロウイルスとカンピロバクターが多いという状況で、特にカンピロバクターにつきましてはこれまで例年1件ないし2件という発生状況に対しまして、昨年度は6件ということで。その原因といたしましては鶏肉とか鶏のレバー、牛のレバー、そういったものの生食が関与した事例が多かったというのが特徴でございます。原因施設といたしましてはレストランとか飲食店など、飲食店営業施設が14件で全体の7割を占めるという状況でして、これらの営業者に対しましては営業の停止または営業の禁止を命じております。なおこの19件の食中毒の事例につきましては、被害の拡大防止あるいは注意喚起を図るため、速やかに公表したという状況でございます。

次に自主的な衛生管理の実施に関する事項でございます。食品等事業者による自主的

な衛生管理を推進するため、まず食品衛生推進事業といたしまして食品等事業者のための自主的な衛生管理マニュアル、これは自主衛生管理カレンダーですけれども、これを作成、配布いたしました。カレンダーと言いましても中身としては衛生管理の方法とか食中毒予防に関する情報を盛り込んだものでして、そこに日々の衛生管理の状況を書き込めると。いわゆる記録を習慣づけることを目的とした資料として作成したのですが、県がつくる資料としては珍しく営業者の方々には好評で、リクエストの多い資料でございます。

また食品衛生推進事業に協力していただいております推進員というのは、それぞれの地域におきまして食品衛生指導員などの指導的立場で自主的な衛生管理の推進に努めていただいておりますが、平成20年度はそれぞれの地域において延べ691件の自主衛生管理に関する活動実績の報告をいただいております。

次に飲食店など、食品営業施設に対しましては、保健所の監視指導以外にも栃木県食品衛生協会に対しまして巡回指導を委託して実施しておりますが、平成20年度は延べ5,543名の食品衛生指導員の方々に協力いただきまして、延べ1万7,262件の巡回指導を実施して、自主的な衛生管理の推進に努めたところでございます。また大量調理施設に従事する調理師を対象とした衛生講習会、これを栃木県調理師連合会に委託して実施しております、5回の講習会において373名の調理師に衛生講習会を実施したところでございます。

最後に人材の養成と資質の向上に関する事項といたしまして、栃木県食品衛生協会に食品衛生責任者を対象とした再教育講習会を委託しておりますが、昨年度は66回の講習会において5,811名の食品衛生責任者に対して最新の知識の習得を促進したところでございます。

また、先ほどお話ししました食品衛生推進員を対象に会議あるいは研修会を開催しまして、行政の提言あるいは情報提供により連携を促進したほか、推進員が職務に必要な知識等の習得を促進したところでございます。以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問等、ございますでしょうか。

それでは3の方の、県内の食の安全・安心・信頼性の確保に関する事例についても、事務局の方からご説明を先にいただきます。事務局、よろしくお願ひします。座ってどうぞ。

(くらし安全安心課湯沢課長)

ではお手元の資料の5、事業者から自主申告のあった牛豚挽肉の不当表示に対する景品表示法に基づく措置についてをご覧くださいと思います。

まず今回の事件の概要でございますが、去る6月3日に株式会社サンユーからサンユーの岩曾店におきまして牛豚挽肉の不適正な表示をした旨の自主申告がございました。この申告を受けまして調査を行ったところ、景品表示法の規定に違反する事実が認められましたことから、資料は本日とございますが7月6日でございます、7月6日にサンユーに対して指示を行ったところでございます。なおサンユーでは岩曾店の店舗内と、あと新聞社、地元の新聞社に謝罪広告を掲載してございます。

事業者の株式会社サンユーでございますが、本店は宇都宮市の平出工業団地内がございますスーパーでございます、岩曾店のほか、宇都宮市内を中心に8店舗ほど店舗を展開しているところでございます。

経過につきましては今お話ししましたように6月3日にサンユーの方から県に対しまして、岩曾店において昨年6月からことしの5月29日までの間、原材料にオーストラリア産牛肉を使用した牛豚挽肉、これについて国産牛豚挽肉と表示して販売したという自主

申告がございました。県といたしましてはこの自主申告に基づきまして6月6日から延べ6日間、サンユーに立入調査を行ったところでございます。その調査の結果、ここにございますように、岩曽店においては不当な表示をした牛豚挽肉、これを申告のあった期間に、金額で約190万円、重量換算で1,600キロを販売していたこと、岩曽店では自主申告以外の内容については不当表示は行われていなかったこと、あと岩曽店以外の店舗においても不当表示は行われていなかったといったようなことを確認したところでございます。

その結果、サンユーの行った行為につきましては、景品表示法の優良誤認の規定に違反するということがございまして、ここの指示内容にございますような指示を行ったところでございます。主なものといたしましてはすべての商品、販売しているすべての商品の表示内容の点検あるいはその不当な表示が行われた原因究明、再発防止、さらに役員・従業員に対する表示に関する教育、そういったものを行うというようなことを一応措置として指示したところでございます。以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

ただいま報告事項、1・2・3とご説明いただきました。委員の皆様、ご意見・ご質問等、ございますでしょうか。

まだまだたくさんあるのではないかと思いますけど、時間の方も大分迫っておりますので、本年度も、先ほどの2の、20年度の栃木県食品衛生監視指導計画実施結果ということでご報告もいただきましたが、今年度もさらなる監視指導の徹底ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。また法令遵守、企業コンプライアンス、そういったところに努められますように、さらなる行政側のご指導のほども合わせてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは議事次第の7のその他でございますが、事務局の方から何かございますでしょうか。よろしくお願ひします。

(内藤主幹)

生活衛生課の内藤でございます。

前回の推進会議で委員の皆様方から、「『とちぎハサップの日』を設けてはどうか」、それから「携帯サイトを設けてはどうか」という提案をいただきました。今年度新たに「とちぎハサップ推進月間」を7月に設けまして、懸垂幕の掲示とマニュアル作成セミナーの集中開催を実施したところであります。また今年度から携帯サイト、「i-nfoとちぎ県」に、とちぎハサップに関する内容を掲載をしておりますのでご報告をいたします。今後このほかにも各種媒体を利用してPRに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

「とちぎハサップ推進月間」ということで、大きな垂れ幕を出していただきまして本当にありがとうございました。また県のいろいろなコーナーにPRのパフレットも置いていただきまして、大変効果が出ているのではないかとこのように思ひます。引き続きまた来年度に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。

その他、事務局の方で何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは特にないようですので・・・

はいどうぞ、竹内委員。

(竹内委員)

消費者庁の設置法案が通りまして、今後食の安全問題について、県としてはどういふ

うにしていられるのか、お願いいたします。

(石井会長)

県の方はいかがでございますか。消費者庁の設置がいよいよ実現しますので。

(湯沢課長)

くらし安全安心課でございます。

県の方も消費者庁の設置を受けまして、具体的にはこれからの取り組みになろうかと思うんですけど、やはり消費者行政の特に迅速化、あるいはその情報の一元化、こういったものにこれまで以上に取り組まなければならないというふうに考えておりますので、そういったものが円滑にできるようにこれから取り組んでまいりたいと考えております。

(竹内委員)

要するに、食品衛生法とか、法律が一元化・・・

(小野塚生活衛生課長)

竹内委員のお話を途中でとめちゃって申しわけありません。

委員がおっしゃるように、このような会議とか、あるいは私どもが今やらせていただいています食品衛生法、あるいは食品安全基本法に絡むものについては、当然所管する部局で対応していくということでございますので、引き続き、私どもとしてもこのような会議ってというのはまた先生方をお願いして、こういうのは引き続き続けていきたいというふうに考えております。

当然、法を所管する食品衛生法については私どもの方で所管させていただくという形をとっていくというふうに思います。以上でございます。

(石井会長)

ありがとうございます。

下野新聞さんにもよく、最近消費者庁の設置に絡めてだと思んですけど、消費生活相談員の方のご回答を大変頻繁に出していただきまして、本当にありがとうございます。あれを見ているとかなり自分たちの問題っていうのがわかってまいりますので、また下野新聞さんには引き続きコラム、ああいうコラムをぜひ続けていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

各部署で、県の部局の方でも消費者庁の関連の対応というものを引き続きやっていただいて、この推進会議もこうした形で今お話がありましたように引き続きお願いしたいということでございますので、委員の皆様、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。本日各委員の皆様からいただきましたご意見・ご提言を行政として各種施策に今後も反映していただき、県民の皆様が安心して日々の食生活が送れますことをぜひご期待、お願ひを申し上げて、本日の議事を終了させていただきます。本日は長時間にわたり熱心にご議論いただきまして、まことにありがとうございます。この辺で進行を司会の方にお返ししたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(大島課長補佐)

ありがとうございます。

委員の皆様には大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

ここで次回の開催日程等につきましてご案内いたします。次回の会議は来年2月ごろを予定しております。改めてご連絡を差し上げますので、委員の皆様にはお忙しいところ大変恐縮ではございますが、ご出席のほど、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、第6回とちぎ食の安全・安心推進会議を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございます。

